

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101 22.103 22.104	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 ホブは、ホブエレメントが垂直軸を中心に回転せず、その支持具の全ての調節位置で適切に支えられるような構造でなければならない。また、着脱できるホブエレメントをもつホブは、ホブエレメントを取り外したり、取り替えたりする間、損傷が生じにくい構造でなければならない。 22.103 オーブン通気孔は、通気孔から出る湿気又はグリースが、充電部とその他の機器部分との間の空間距離及び浴面距離に影響を与えないような構造でなければならない。 22.104 スチームオーブンは、通常の使用中に、蒸気排出口及びダクトが塞がれにくい構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				22.105	22.105 埋込形オーブンは、正面からだけ通気できる構造でなければならない。	
				22.106	22.106 グリルは、グリル用受皿を無理に押し込むことなく容易に規定の位置に置くことができるような構造でなければならない。	
				22.121	22.121 使用者がクリーニングのため取り外すオーブンドアのガラスパネルは、誤った方向に固定できないような構造でなければならない。	
				22.122	22.122 オーブン容積が規定値を超え、引き出しが可能な棚をもつオーブンは、棚の不用意な抜けを防ぐため、ストッパ又は静止位置を備えていなければならない。棚は、調理皿などが棚の後部の縁を超えて滑り落ちることを防ぐような構造でなければならない。	
				22.123	22.123 一つ又はそれ以上のホブエレメントをもつ機器は、どの電子部品が故障した場合でも、通電されたホブエレメントの電源をオフすることが可能であるような構造でなければならない。	
				22.124	22.124 一つ又はそれ以上のホブエレメントをもつ機器は、いかなる電子部品を作動不能にした場合でも、ホブエレメントが意図せず通電しないような構造でなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				22.126	らない。 22.126 スチームオーブン内の圧力緩和装置は、その作動が人を傷付けたり、周囲に損傷を与えたりしないように配置又は構造でなければならない。圧力緩和装置の構造は、圧力緩和装置を作動不能にしたり、より高いリリーフ圧力に設定することが可能であってはならない。	
				22.127	22.127 圧力スチームオーブンの作動圧力は、通常動作中に定格調理圧力を超えてはならない。	
				22.137A	22.137A フラットコントロールをもつ機器は、電源スイッチをもち、フラットコントロールスイッチをオンにしたとき、又はヒータをオンにするときに音（ブザー）が鳴らなければならない。	
				22.137B	22.137B ホブ又はクッキングレンジのスイッチは、“入”から“切”に操作した場合、回り止め、光、色、音などによって、確実に“切”の状態となることが確認できる構造でなければならない。	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.109	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.109 熱分解セルフクリーニングオーブンは、オーブン	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				22.129 22.132 箇条24 24.102	中央温度が規定の温度を超える場合、インタロックに故障があった場合であっても、インタロックが作動し、オーブンにアクセスできないような構造でなければならない。 22.129 圧力スチームオーブンには、部分的真空形成を防ぐための真空放出手段が組み込まれていなければならない。 22.132 圧力スチームオーブンは、加圧調理コンパートメントの内部の圧力が過大である間は、ドアを開けられないような構造でなければならない。圧力スチームオーブンは、危険にさらす可能性がなくドアを開けられるような値まで、圧力を放出する手段を備えていなければならない。 箇条24 部品 24.102 両方の極は、コンセントの定格電流以下の定格電流をもつヒューズ又は小形回路ブレーカによって保護されていなければならない。	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.1 機器には、各電磁誘導発生器の合計定格入力又は定格電流を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.10	圧力スチームオーブンは、定格調理圧力をキロパスカル (kPa) 単位で表示しなければならない。 7.10 ホブのタッチコントロールのOFF位置は記号の“○”で、ON位置は記号の“ ”で表示しなければならない。	
				7.12	7.12 ホブ表面がガラスセラミック又は同等の材料でできていて、充電部を保護している場合、取扱説明書には、規定された警告内容を記載しなければならない。	
				7.12.3	7.12.3 電源コードをもたないクッキングレンジの取扱説明書には、機器の裏面の温度を考慮し、適切なコードの種類を記載しなければならない。	
				7.12.4	7.12.4 分離形のコントロールパネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、起こる可能性がある危険を避けるため、規定された内容を記載しなければならない。	
				7.101	7.101 手動で給水する蒸気発生器は、給水中に見ることが出来る最大水位を表示しなければならない。	
				7.102	7.102 ホブ表面のクッキングゾーンは、適切な表示によって識別しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.108	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.108 熱分解セルフクリーニングオーブンは、規定のド	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 ぎ					アの開閉回数によってインタロックシステムが損なわれたり、ドアのシールが損傷を受けたりしないような構造でなければならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関して、クラス0Ⅱ機器、クラスⅠ機器、クラスⅡ機器のいずれかでなければならない。 6.2 屋外甲板用のオーブンは、IPX6でなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.120	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.120 オープンドアの外部ガラスパネル及びホブのヒンジ付きの蓋のガラスは、割れたときに小さな破片になるガラスで作られていなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1.2	第1部の第七条1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1.2 規定の検査プローブは、フォークなどの先のとがったものが、通常使用中に偶然接触する可能性がある部分に適用し、充電部に触れてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2 箇条24 24.102	第1部の第七条2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 据置形クラスI機器の場合、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 箇条24 部品 24.102 クッキングレンジに付いているコンセントは、単相で、接地極をもっていなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 温度検知プローブは、その絶縁が水で影響を受けないようになっていなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.110 22.111	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.110 熱分解セルフクリーニングオーブンは、クリーニング中、通気口から可燃性ガスが排出されないような構造でなければならない。 22.111 熱分解セルフクリーニングオーブンは、クリーニング中に炎が発生する危険があってはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		22.119	22.119 制御装置のノブの過度な温度を防ぐための格納式ディフレクタを組み込んだクッキングレンジは、制御装置の操作中に、使用者がそのディフレクタの熱い表面に触れる可能性がないような構造でなければならない。	
				22.130	22.130 スチームオーブンから熱い液体を排出するための水抜き栓などの排出装置は、不用意で開くことがないような構造でなければならない。	
				22.131	22.131 スチームオーブンは、使用者を危険にさらす可能性のある、蒸気若しくは熱湯の突然の噴出がないような構造でなければならない。	
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.102 箇条22 22.7	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.102 通常、床上に置き、水平ヒンジ付オーブンドア（縦開きオーブンドア）をもつクッキングレンジで、床上から高さが規定の値未満の位置にドアヒンジをもつ場合、クッキングレンジが傾いてはならない。 箇条22 構造 22.7 圧力スチームオーブンの全ての圧力調節器及び圧力緩和装置を作動不能にして、ドアを閉じ、定格調理圧力の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					2倍まで徐々に圧力を上昇させたとき、このとき容器が破裂してはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.101 箇条21 21.101 21.102 21.103 21.104	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 クッキングレンジ及びオーブンの開いたドアに荷重を加えた場合、十分な安定性がなければならない。 箇条21 機械的強度 21.101 オーブンの棚及び棚を支持する構造物は、適切な機械的強度をもっていなければならない。 21.102 ガラス磁器などの材料でできているホブ表面は、通常使用中に生じるストレスに耐えなければならない。 21.103 温度検知プローブは、オーブンのドアに挟まれたとき、損傷が生じてはならない。 21.104 オーブンの水平ヒンジ付ドア（縦開きドア）のガラスパネルは、通常の使用状態で起こる可能性のある熱衝撃に耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	第1部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		32.101	32.101 熱分解セルフクリーニングオーブンは、クリーニング中に危険な量の一酸化炭素を排出しない構造でなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.40	第1部の第十四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.40 ホブは、遠隔操作してはならない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.107 22.113	第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.107 熱分解セルフクリーニングオーブンは、クリーニングサイクルを開始する場合には、手動の操作が必要となる構造でなければならない。 22.113 ホブは、液体の漏れ等によって、危険な状態を生じる場合、タッチコントロールの予期しない動作が容易に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き				22.114	起きないような構造でなければならない。 22.114 タッチコントロールをもつホブは、ホブエレメントのスイッチをオンにするためには、2回以上の手による操作を必要としなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.125 22.133 箇条24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.125 圧力スチームオーブンには、過度の圧力がかかるのを防ぐ非自己復帰形圧力緩和装置を組み込まれていないなければならない。 機器は、主電源を10分間遮断してから再接続した時、いかなるホブエレメントも通電してはならない。 箇条24 部品 24.101 OFF位置をもつ自動温度調節器及びエネルギーレギュレータは、周囲温度の変化によってスイッチがオンになってはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとし る。	■該当 □非該当	箇条10	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常 動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があ ってはならない。	
				箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保 する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
				箇条25 25.8	箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表 第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定す る値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対 する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防止 する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.11 19.11.4	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ る任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状 態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量 の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温 度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定に よる。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条続き				箇条29	ニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.14 7.15	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 記号の高さは、規定の高さ以上でなければならない。 7.15 コンセントを保護するヒューズの定格電流の表示は、コンセント本体又はその近傍にしなければならない。 固定形機器を除く据置形機器には、機器を通常使用状態に設置したとき、少なくとも製造業者若しくは責任ある販売業者の名称、商標又は識別表示、及びモデル名又は形式の表示が見えなければならない。 固定形機器には、製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標、又は識別表示、及びモデル名又は形式を、機器上に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き					表示しなければならない。 機器を通常使用状態に設置したとき、これらの表示が見えない場合、取扱説明書に含めるか、又は設置後の機器の近傍に取り付けることが可能な追加のラベル上に含めなければならない。 高温表面に対して要求される表示は、機器のドア又は機器の天面に、通常の使用状態で動作したときに、見えなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-6：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—